

令和6年3月議会

総務財政委員会報告資料

○令和6年度地方税制改正に伴う福岡市市税条例等の一部改正について

財 政 局

令和6年度地方税制改正に伴う 福岡市市税条例等の一部改正について

地方税法等の一部を改正する法律案が令和6年3月末に可決・成立した場合に、福岡市市税条例（以下「市税条例」という。）及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う福岡市市税条例の臨時特例に関する条例（以下「合衆国特例条例」という。）において、以下の内容について早急に改正を必要とするもの。

1 用途変更宅地等の固定資産税等に関する経過措置の延長

住宅用地から非住宅用地への変更など、用途が変更された宅地等に対して課する固定資産税等の課税標準額について、同じ用途の周辺の宅地等との税負担の均衡を図るための措置が、地方税法の改正により、令和8年度まで延長されることに伴い、市税条例においても同様の措置を講じるもの。

2 個人住民税の定額減税の実施に伴う規定の整備

地方税法の改正により、個人住民税の定額減税が実施されることに伴い、個人住民税の納税通知書の特例に関する規定等を市税条例に追加するもの。

3 合衆国軍隊の構成員等が所有する自動車に係る軽自動車税（種別割）の徴収方法の見直しに伴う規定の整備

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律の改正により、合衆国軍隊の構成員等が所有する自動車に係る軽自動車税の種別割の徴収について、証紙徴収の方法に加え、普通徴収の方法によることができることとされたことに伴い、合衆国特例条例の徴収方法の規定を改正するもの。

4 施行期日

令和6年4月1日（予定）

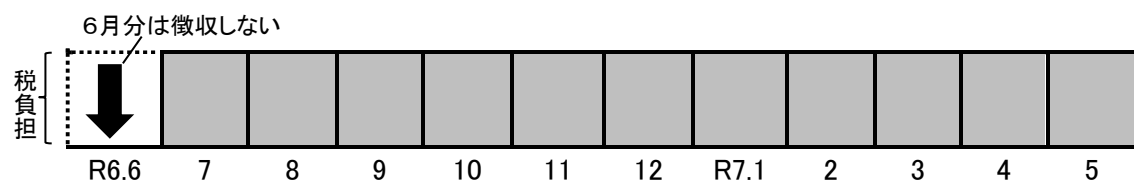
個人住民税の定額減税の実施方法

令和6年度分の個人住民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減税を実施。※納税者の合計所得金額が1,805万円(給与収入2,000万円)以下の場合に限る。

減税は、特別徴収義務者や市町村の事務負担等も考慮しながら、各徴収方法に応じて、実務上可能な限り早い機会を通じて行う。

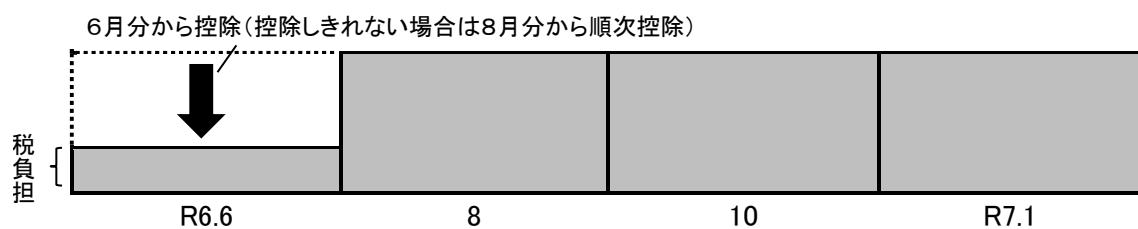
＜給与所得に係る特別徴収の場合＞

令和6年6月分は徴収せず、「定額減税「後」の税額」を令和6年7月分から令和7年5月分までの11か月で均す。



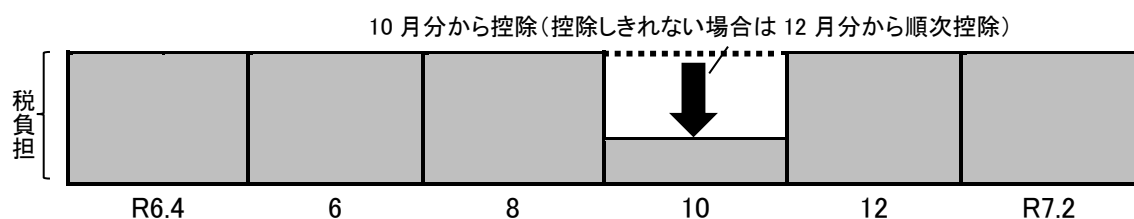
＜普通徴収(事業所得者等)の場合＞

「定額減税「前」の税額」をもとに算出した第1期分(令和6年6月分)の税額から控除し、第1期分から控除しきれない場合は、第2期分(令和6年8月分)以降の税額から、順次控除。



＜公的年金等に係る所得に係る特別徴収の場合＞

「定額減税「前」の税額」をもとに算出した令和6年10月分の特別徴収税額から控除し、控除しきれない場合は令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除。



ふるさと納税の特例控除上限額(所得割額の2割)等について、定額減税「前」の所得割額とする。

定額減税による個人住民税所得割の減収額については、全額国費で補填する。